

森林環境税及び森林環境譲与税に関する 法律施行令の概要

令和4年9月
総務省

1 改正の趣旨

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の一部の施行に伴い、森林環境税について、非課税限度額、免除の要件の細目等を定める。

2 主な改正の内容

（1） 森林環境税の非課税限度額に関する規定

森林環境税を課さないこととされている、前年の合計所得金額が一定金額以下の者について、その金額を定めるもの。

（2） 災害等による森林環境税の免除の対象となる者に関する規定

災害により生命、身体又は財産に甚大な被害を受けた者や、生活保護法の規定による生活扶助等を受けている者等について、森林環境税の免除の対象とするもの。

（3） 森林環境税の賦課徴収に関する報告

市町村が都道府県を経由して国に対して報告する森林環境税の賦課徴収に関する事項を、森林環境税の納税義務者の数、課税額、免除及び滞納の状況等とするもの。

（4） その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和6年1月1日から施行する。